

第六十三回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第三号

昭和四十五年三月六日(金曜日)

午後一時五十二分開会

委員の異動

二月十八日

辞任

長屋

茂君

補欠選任

増田

盛君

二月二十七日

辞任

松下

正寿君

補欠選任

萩原幽香子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

塚田十一郎君

中村喜四郎君

川村 清一君

渋谷 邦彦君

萩原幽香子君

河口 陽一君

増田 盛君

増原 恵吉君

小林 武君

鶴岡 哲夫君

春日 正一君

委員

国務大臣

国務大臣

政府委員

官

総務局側

常任委員会専門員

瓜生 復男君

山 貞則君

湊 徹郎君

山野 幸吉君

連綿局長

総務局側

常任委員会専門員

本日の会議に付した案件
○理事の辞任及び補欠選任の件
○沖繩及び北方問題に關しての対策樹立に關する調査
(昭和四十五年度沖繩及び北方問題に關しての施策及び予算に關する件)
(当面の沖繩に關する件)

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから沖繩及び北方問題に關する特別委員会を開会いたします。まず、委員の異動に關して御報告いたします。去る二月二十七日、松下正寿君が委員を辞任され、その補欠として萩原幽香子君が委員に選任されました。

○委員長(塚田十一郎君) 次に、理事の辞任及び補欠選任に關してはお知らせいたします。伊藤君から理事辞任願いが提出されておりますので、これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認めます。よって、辞任を許可することに決定いたしました。

先ほど報告いたしましたように、松下君が委員を辞任され、また、ただいま伊藤君が理事を辞任されましたので、理事が二名欠員となりました。つきましては、その補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例によりまして委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に中村喜四郎君及び萩原幽香子君を指名いたします。

○委員長(塚田十一郎君) 次に、昭和四十五年度沖繩及び北方問題に關しての施策及び予算について政府側の説明を聴取いたします。

山中総務長官。

○國務大臣(山中貞則君) 私はこのたび総務府総務長官を拝命いたしました山中でございます。初めにおおむね申し上げます。衆参両院、関係委員会がたくさん開かれておりまして、一時三十分まではすぐ隣の交通対策の委員会に入っております。それから直ちに衆議院の予算委員会に参りました。それから直ちに衆議院の答弁を終えまして直行いたしましたので、心は二つ身は一つ、どうぞお許しただくようにお願いいたします。

この際、沖繩問題及び北方問題に關する所信の一端を申し述べさせていただきますと存じます。まず、沖繩についてであります。多年わが国民の宿願でありました祖国復帰は、昨秋の佐藤・ニクソン会談によって「一九七二年中に、核抜き、本土並み」という大多數の国民の意志に沿った形で実現を見ることがなつたわけであります。そこで、この慶賀にたえません。今後、政府は、施政権返還のための具体的交渉に入るわけであります。これが、これと並行して、復帰を円滑に進めるための内政的な諸準備を進めなければなりません。何といつても、四半世紀の間、他國の施政権下に置かれてきた沖繩を祖国に迎へ入れるという事業は、政府が真剣に取り組むべき一九七〇年代初頭における歴史的な大事業であります。

私は、この重要なときに、沖繩問題を担当する國務大臣に就任しましたが、微力のすべてをなげ

うって全力をあげて本問題の處理に取り組んでいく決意であります。

現在、沖繩県民の間には、復帰を目前にして、復帰後の経済的、社会的諸問題について不安を抱いている向きのあることを私は承知しております。さきの大戦において身をもつて祖国の防衛に挺身され、多大の犠牲と甚大な戦禍をこうむりながら、戦後はそのまま長い年月米國の施政権下に置かれてきたことが、國際緊張のもたらした結果であり、祖国日本の努力のみでは解決し得なかつた問題であることを理解していただけたらと。一億国民とともに祖国が償いの心を持ってまず事に処すべきであり、担当大臣としての私はこのことを一そう痛感しているところであります。政府は、すみやかに沖繩の將來の展望を含めた復帰対策の基本方向を確立し、沖繩県民の方々が喜んで復帰の日を待ち望むような体制を整える責任と義務があると考える次第であります。

私は、この認識に立つて、今後、豊かな沖繩県づくりを目標に、本土、沖繩の一体化施策を強力に推進するとともに、政府諸機關の協力を得て、早い機会に沖繩復帰の基本方針を策定し、円滑な沖繩の祖国復帰を期し、沖繩県民各位の抱いておられる不安や動搖の解消に全力を傾ける決意であります。

政府は、さきに沖繩の復帰対策の大綱を決定するため、内閣に沖繩復帰対策閣僚協議会を設置したのであります。さらに、現在の総務府特別地域連絡局及び沖繩事務所を改組し、総務府の外局として沖繩・北方対策庁を新設し、その現地機関として沖繩事務局を設置し、沖繩に置かれる返還準備委員会日本政府代表と協力して復帰準備対策の遂行に万全を期することとしていたる次第であります。

明年度沖繩援助予算につきましては、復帰準備を本格的に進めるため、一体化施策を一段と充実強化し、かつ、復帰に備えて沖繩の経済、社会の開発、発展をはかるために必要な財政措置を講ずることとした次第であります。その結果、明年度の沖繩援助総額は、一般会計において二百六十億一千六百万円余、財政投融資において七十億、合計三百三十億一千六百万円余となり、前年度の援助額を百億円以上も上回るものとなっております。これに本土産米穀の売り渡し代金の沖繩における積み立て運用額二十億円を加えますと三百五十億円以上に達し、本年度の援助額に比べ実に五四％の大幅な増額を示しております。

私は、これら当面の措置に引き続き、沖繩復帰対策の大綱の策定に取り組む方針であります。第一に、復帰政策の策定及び推進にあたっては、第一に、従来政府が進めてきた一体化施策について、その対象範囲を拡大し、政治、経済、社会、教育等の諸制度について積極的な本土との一体化をはかるとともに、立ちおくれの著しい社会資本の充実、公共施設の整備、社会福祉の充実等本土との格差の是正につとめること、第二に、経済問題については、沖繩経済が復帰に際し急激な変動を来さないよう十分配慮しながら、長期的展望に立つて、日本経済の一環としての沖繩経済の新たな役割を探究し、その長期開発構想を策定して沖繩経済の維持発展振興に努力すること、第三に、復帰の際に処理を要する諸問題、特に、本土法適用に際しての経過措置等については、沖繩の政治的、社会的、経済的実態に即して慎重に検討し、綿密かつ周到な用意をすること等を主眼としたしと存じます。

次に、当面解決を要する問題として、沖繩における軍関係労働者の大量解雇問題が発生しておりますが、政府としては、今回の大量解雇が沖繩における社会一般に与える影響がきわめて大きく、かつまた、大量解雇をめぐって生じている労使間のトラブルが日米友好のためにも好ましくないものと考えておりますので、当面の措置として琉球

政府が行なう軍関係離職者対策に積極的に協力することをきめ、財政的、技術的援助を行なうこととする。同時に、米國に対しても離職者救済措置の円滑な処理及び労使間のトラブルの円満解決をはかるため、先般、解雇予告期間を本土並みとする。退職手当の増額についても本土並みに考慮すること、再就職に備えて基地内における職業訓練を実施すること等を申し入れた次第であります。特に、本問題をめぐって全軍労と米軍との間に生じているトラブルにつき、基地機能の維持は関係地域住民の協力と理解なしではあり得ないという認識を日米ともに持ちつつ、特に復帰後に向けての長期的展望に立つて労使間の安定をはかることが大切と考えますので、政府としては、今後とも事態の進展に応じて適切な措置が講ぜられるよう米側と協議してまいるとともに、沖繩の現在の雇用形態が労使関係を硬直化させた遠因をなしているとの判断をなすので、雇用制度の改善について本土に準ずる間接雇用形態への切りかえを目標に、外交ルートを通じて積極的に努力してまいりる決意であります。

なお、これらの復帰対策については沖繩県民の意向をまず優先して反映させるべきであり、この意味においても沖繩県民代表の國政参加の早期実現が望まれますので、各位の格別の御配慮をお願いする次第であります。

次に、北方領土の問題についてであります。沖繩の一九七二年返還が確定した今日、戦後処理として残された最後の懸案である北方領土問題の解決に国をあげて取り組まなければならないと考えております。

政府は、従来よりソ連に対し、機会あるごとにその返還を要求し、昨秋には、愛知外相の訪ソの際もコスイギン首相との会談において強くその返還を要求したものであります。ソ連側は、日ソ間の領土問題は解決済みだとの主張を繰り返すとともに、第二次世界大戦後の領土の現状を変更することは他に波及することとなるので好ましくないと主張し、何ら前進を見るに至っていないこ

とはまことに残念にたえません。このように過去の日ソ交渉の経過を直視するとき、北方領土問題の解決はなかなか容易なことではないと考えさせられます。

したがって、今後北方領土問題の解決にあたっては、まず政府が先頭に立つて努力することはもちろんであります。国民の一人一人が北方領土問題についての理解と関心を高め、強力な国民世論を背景にして今後とも粘り強い交渉を続けていくことが肝要であり、同時に、北方領土問題の解決なくしては、日ソ間の真の友好、協力関係の発展はあり得ないとの立場を堅持しつつ、沖繩以後の新事態を踏まえて、新しい国際情勢の展開の中で本問題の解決をはかる必要があると考えております。

このため、政府は、今回沖繩の復帰準備対策の推進と並行して本問題の解決促進をはかるため、前にも述べましたように沖繩・北方対策庁を設置するとともに、他方既存の北方問題各省連絡会議を通じて関係機関の緊密な連携のもとに政府施策の推進をはかってまいりたいと考えております。

また、先に発足させた北方領土問題対策協会の推進母体として北方領土問題に関する国民世論の高揚をはかり、政府、国民一体となって本問題の解決に不退転の努力を続ける決意であります。

以上をもつて所管大臣としての私の沖繩問題及び北方問題についての所信表明といたします。今日まで長い間これらの問題に取り組んでこられた特別委員会各位の御協力を期待してやみません。

○委員長(塚田十一郎君) この際、湊総務副長官から発言を求められておりますので、これを許します。

い申し上げまして、あいさつにかえたいと思います。どうぞよろしく願ひいたします。

○委員長(塚田十一郎君) 引き続き補足説明を聴取いたします。

山野特選局長。

○政府委員(山野幸吉君) 昭和四十五年度の対沖繩援助費その他の予算もこの機会に合わせちゃつと触れておりますので、「等」を入れていただきたいと思います。御訂正をお願いいたします。対沖繩援助費等に関する説明を申し上げます。まず、昭和四十五年度の対沖繩援助費についてその概要を御説明いたします。

昨秋秋行なわれました日米首脳会談において、沖繩の本土復帰が一九七二年中に実現することになったことに伴い、明年度の沖繩援助におきましては、本土及び沖繩双方の復帰準備体制の整備強化に即応し、行政各般にわたる格差の是正措置、各種制度の整備及び産業経済の振興開発等を強力に推進することにより、沖繩の本土復帰の円滑な実現をはかることを基本とし、これがため特に、一 復帰に備えて、沖繩経済の開発と産業基盤の整備をはかるため、復帰記念事業としての主要島嶼の一周道路の改良整備等の公共投資を中心

に、財政援助計画の拡大をはかること。

二 社会保障制度、医療体制の整備充実及び文教施設の拡充強化等本土との格差の是正、制度の整備等について援助措置を強化すること。

三 琉球政府及び市町村の財政を強化するため、琉球政府行政運営費について援助措置を講ずるとともに市町村交付税に対する援助の増額等により、一般財源の充実をはかること。

等に重点を置き、援助計画を策定したものであります。この結果、明年度沖繩財政援助費は、一般会計分 二百六十億一千六百八十八万八千円、財政投融資分七十億円を合わせ三百三十三億一千六百八十八万八千円となり、これに前国会において成立を見ました、沖繩における産業の振興開発等に資するのための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律に基づいて沖繩に積み立

以下援助計画のおもな内容について逐次簡単に御説明いたします。

農林漁業及び中小企業の振興については、財政投融資を拡大し、金融上の援助を行なうほか、特

また、都市計画事業を大幅に拡大して那覇市を中心とする都市建設を推進するほか、下地島に三

第二十二部

社会福祉及び医療関係の援助につきましては、国民年金事業に対する援助のほか、各種年金保険

また本土との格差は正の見地から社会福祉施設の拡充整備をはかるため、保育所、老人ホーム等

精神衛生対策、ハンセン氏病対策、原爆被爆者対策等いづれも前年度の対策をさらに充実するこ

なお、沖繩の医療水準の向上のため、かねてから建設を進めてまいりました新那覇病院も明年に

ほか、精神衛生対策の一環として、精神病院の増築についても援助することにし、さらには、離島

昭和四十五年三月六日
【参議院】

文教関係の援助につきましては、教育水準の向上のため、義務教育諸学校の施設備品を前年に引

かることといたしております。また、義務教育職員の給与費、教科書無償給与費、準要保護児童及

て申し上げますと、琉球政府及び市町村の行財政水準の向上をはかることは、復帰準備のための最

以上のほか、前年に引き続き、航路標識、気象観測施設、警察通信施設の整備及び南方同胞援護

また、今年十月本土において実施される国勢調査にあわせて沖縄においても国勢調査を行なうこ

なお、近く、多年沖繩住民が要望してきた国政参加が実現の運びになるものと期待されます。

明年度援助計画実施に要する経費は、本土産米穀資金による二十億円を除き冒頭申し上げました。

11

なお、昭和四十五年度の対沖繩援助費は、さきに述べました二百二十億六千六百万円に前年度分六十九億五千九百万円を加えた二百九十億一千九百万円と相なっております。

次に、以上御説明いたしましたほかに、沖繩の復興対策の推進体制を整備するための沖繩・北方対策庁設置に必要な経費として三億三千三百余万円、尖閣列島及びその周辺の資源調査に必要な経費として三千九百万円、本土産米穀の琉球政府への売り渡しにより生ずる食糧管理特別会計の損失を補てんするための繰り入れ金として二十二億円を含め所要の経費を計上いたし、また、北方領土問題並びに北方地域に関する諸問題の解決を推進するための諸対策に資するための、北方地域総合実態調査経費及び同地域元居住者の実態調査経費等として三百九十五万五千円を計上するほか、昨年発足いたしました北方領土問題対策協会を推進母体として今後積極的な北方領土問題に関する世論喚起をはかるための啓蒙宣伝、調査研究、国民大会、領土展、キャラバン隊派遣経費、北方地域元島民の生業研修経費等にかかる補助金として四千四百九十五万五千円、合計四千七百九十五万五千円を計上いたしております。これらの経費の合計は二十八億四千六百九十五万五千円となっております。

以上をもって私の説明を終わります。

○委員長(塚田十一郎君) 以上で政府側の説明は終わりました。

○委員長(塚田十一郎君) 次に、沖繩及び北方問題に関する対策樹立に関する調査を議題といたします。

本調査及び先ほどの政府側の説明につきまして質疑のある方は、順次御発言を願います。

○川村清一君 ただいま総務長官から所信表明をお聞きいたしました次第でございます。なお、局長の説明要旨等も含めましてお尋ねしたいことがたくさんあるわけでございますけれども、この問題につきましては後に残しまして、本日は沖繩が当面する緊急の問題について若干お尋ねをしたいと思

うわけでありまして。もちろん、この問題もただいまの長官の所信表明の中にも入っておるものでございまして、問題は、全軍労のストライキの問題でございます。私は、全軍労の第三波のストライキは絶対に回避をしなければならぬと、こういう立場に立ってお尋ねをするわけでございまして、第一波は四十八時間のストライキをやります、第二波は百二十時間、この上に第三波が三月二十日ごろに行なわれるといったふうなことも聞いておるわけでございまして。しかも、現在の情勢では第三波は避けられないような状態にあるのじゃないかと、こう私は思っております。第三波のストライキが実施されますならば、これは第一波、第二波の全軍労だけの戦いではなくして、全軍労とともに県労協、教職員会等もストライキに突入すると、こういわれておるわけでございまして、このようなことになりましたら、第二波のときにもあらわれておりましたように、基地に依存して生活しておるサービス業者、こういったような人たちの対立がますます激化されるということも予想され、そういうような事態になりますれば、まさに県民同士が血で血を洗う、こういったような悲劇が第二波以上に激しく繰り返されるわけでございまして、七二年返還を前にして、まさに民族の悲劇であろうと私は思っております。このような悲劇が起きることを絶対に避けなければなりません。絶対に起こしてはならないと私はこう思い、現在の情勢を心から心配しておりますものであります。

そこで、この所信表明の中にも出ておりますけれども、沖繩問題の主管大臣である総務長官は、今日のこの状態をどのように把握されておるか、さらにこの状態に対処してどのような施策を具体的になさろうとおられるのか、今日のどのような努力をされておられるのか、この所信表明だけでは具体的によくわかりませんので、もっと突っ込んでこの際御説明をいただきたい、こう思うわけであります。

○国務大臣(山中貞則君) 御指摘になったことは私も大体そのように受け取っております。ことに復讐の決定いたしました喜びの裏に不安、動揺、混乱、さらに全軍労ストをめぐる基地依存業者との間のトラブル等につきましては、最も私も胸を痛めておるところでございます。このようなことの起こらないように、復帰に至るまでの二年間というものが、日本のみならず、米国のためにも長期的な友好のいしづえになる二年間にすべきである、私はかように考えております。そのような意味から、今後かような好ましくない現象が起らないように全力をあげて努力する責任が私にあると考えております。

そこで、就任直後から第二波の五日間ぶっ通しのストが始まったわけでございまして、屋良主席もちょうどそのために上京をされておられました。意思の疎通をはかりつつ何とか実をあげたいと努力いたしてまいりましたけれども、施政権が米側にあるという関係と、第二波ストにしましては、主席が上京されましたのが金曜の夜でございまして、土曜、日曜はこちらの大使館が休みであり、時差の関係でこちらの月曜日にアメリカ側が休みということになりました。收拾の交渉が相手がいらないというたいへんタイミングの悪い時期でございましたため、日曜日の午前零時からのスト突入という現象を阻止できなかったわけでありまして。私は、このような全軍労ストに見られる現象は、いまの所信表明でも述べましたように、沖繩を四分の一世紀にわたる長い期間他国の施政権下にゆだねた祖国のまず一番先に義務として取り上げなければならない問題であろう、このようなことを続けてはならないということを政府として努力する義務があると考えておりますが、そのためには一番の根本は、やはり直接雇用形態というもののその遠因があるように私は思うのです。ベトナム帰りの米兵の銃口と沖繩県民のからだとがまともにぶつかり合うようなことを私はよくもアメリカも好んでやっていると私は思いません。二年後は、どうせ欲すると欲せざるにかかわらず本土の間接雇用形態そのものになるわけで

ありますから、この二年の間に、しかもすみやかに雇用形態を、たとえ施政権下であっても、かつて私ども、日本占領下において、間接雇用の雇用形態が占領中に与えられた先例もありませんから、アメリカ側にもとくとそこらのところを、マイヤー大使あるいはランバート高等弁務官等と直接私も会いまして、現在在外務省の外交ルートを通じてそこらのところをかねて含めるようにお話をしているところでございます。幸いそれに対する反応も、当初は日本政府とアメリカ政府の問題ではないという立場を堅持しておりました米側も、現在では、どちらがより好ましいことに向かうのであるかという観点に立って、たいへん前進をして来つつあるように私は印象を受けておるわけであります。この問題をぜひともすみやかに解決して、いろいろな障害があらわれても、雇用形態は一時的にアメリカ軍が直接雇用する形でない形で、その雇用主が米側と交渉するというソフトな交渉ができるような形にぜひ持ち込みたい、こう思っております。そのためには、現在本土側との給与水準の違い等もございまして、なおかつ、退職金の率において本土側と三六%ほど沖繩のはうが低うございますので、これらの問題を、原則的には、アメリカ側が日本本土において見ておりますように、全部見るべきものだと思います。しかし、アメリカといたしましては、昨年の一九七〇会計年度でも、沖繩において二百九十九万七千七百九十五円の内削減を行なったような現象から見、また、ことしの大統領の年頭教書、予算教書等から見まして、このアメリカのインフレに対処する決意の異常なもの、しかもその予算の軍関係予算、海外基地関係の援助予算等についてのきびしい態度というものを率直に認めざるを得ません。そうすると、この問題について米側が責任があるといいたしても、やはり本土政府側も何らかの対応すべき準備をしなければならぬのではなからうか。こう考えておるわけでございまして、さらに解雇予告期間等につきましても、現地では

ありますから、この二年の間に、しかもすみやかに雇用形態を、たとえ施政権下であっても、かつて私ども、日本占領下において、間接雇用の雇用形態が占領中に与えられた先例もありませんから、アメリカ側にもとくとそこらのところを、マイヤー大使あるいはランバート高等弁務官等と直接私も会いまして、現在在外務省の外交ルートを通じてそこらのところをかねて含めるようにお話をしているところでございます。幸いそれに対する反応も、当初は日本政府とアメリカ政府の問題ではないという立場を堅持しておりました米側も、現在では、どちらがより好ましいことに向かうのであるかという観点に立って、たいへん前進をして来つつあるように私は印象を受けておるわけであります。この問題をぜひともすみやかに解決して、いろいろな障害があらわれても、雇用形態は一時的にアメリカ軍が直接雇用する形でない形で、その雇用主が米側と交渉するというソフトな交渉ができるような形にぜひ持ち込みたい、こう思っております。そのためには、現在本土側との給与水準の違い等もございまして、なおかつ、退職金の率において本土側と三六%ほど沖繩のはうが低うございますので、これらの問題を、原則的には、アメリカ側が日本本土において見ておりますように、全部見るべきものだと思います。しかし、アメリカといたしましては、昨年の一九七〇会計年度でも、沖繩において二百九十九万七千七百九十五円の内削減を行なったような現象から見、また、ことしの大統領の年頭教書、予算教書等から見まして、このアメリカのインフレに対処する決意の異常なもの、しかもその予算の軍関係予算、海外基地関係の援助予算等についてのきびしい態度というものを率直に認めざるを得ません。そうすると、この問題について米側が責任があるといいたしても、やはり本土政府側も何らかの対応すべき準備をしなければならぬのではなからうか。こう考えておるわけでございまして、さらに解雇予告期間等につきましても、現地では

いう原則的な面からとらえてこういうことを考えておるんだという御答弁でございます。それはもちろんそんなんです。その原則的な問題が解決しておれば、これは最初からこういう問題は起きておらない。現在は間接雇用でなくして直接雇用であるがために、要すれば、この布令一一六号によつて本土の労働者のような労働基本権というものが何も与えられておらない、団体交渉権も何もない、ストライキをやるというとなちまちそれはばい、処分されてしまう。こういったようなことが基因していることはもちろんであります。しかしながら、冒頭私が申し上げましたように、当面する緊急の問題として私は指摘をしたい。したがつて、緊急の問題としてこれをとらえた場合において、

て、やはり第一波、第二波のストライキを行ないまして、もう長官御存じだと思ひますが、第二波のストライキに対する処分はまだ發表されておられません、第一波におきましては八千八百名の者が処分されているわけであります。その中には十一名の解雇者があるわけであります。そうして残りは全部停職であります。最高二十日間の停職であります。この間、ストライキをぶつている間の賃金をもらえないのは、これはストライキですからそれは労働者も覚悟してやっていることでしょ。う。しかしながら、停職処分を受けてこの間二十日間も全然賃金をもらえない、こういう状態である。しかも、この第三波をやるというようなことになったら一体どうなるのか。この点を私は非常に心配いたしましたして、やはりこの緊急の問題を解決するために、長官のおっしゃっておる基本原則を解決しなければ解決できないわけであります。そこで日本政府もこれをとらえられてアメリカに力に対していろいろ交渉されておる、努力されておるということ、これは認めます。認めます。が、さっぱり返事が返ってきておらない。この長官の所信表明の中にも、「アメリカに申し入れた次の次第であります」と、こういうふうに書かれておるんであります。そうして、これはたしか一月初めの閣議で決定されてアメリカ政府に対して申し

入れをしたということも新聞報道で存しておる次第でございますが、その後一体、正式にアメリカ政府のほうから日本政府のほうに何らか具体的な回答があったかどうか。その後新聞報道等を読みますと、これは二月六日の新聞に出ておったわけでありまして、ランバート高等弁務官がアメリカから帰ってまいりまして記者会見をし発表したこの記事を読みますと、ちっとも、現在の全軍の方々が要求しておること、何とかストを避けたという、そういう気持ちで最小限の要求をされておることに対して、誠意ある回答が示されておらない、こういうふうには私は受け取っておるわけでありまして、そこで、長官の言われておったそういう考え方に立って日本政府が正式に要請したそのことに對して、もっと前進した誠意ある回答がアメリカから日本政府に對してなされておるかどうか、それをお尋ねしたい。

○國務大臣(山中貞則君) 回答というのは、文書による回答、口頭による回答、いろいろありましよう。しかしながら、こちら申し入れをいたしましたわけでありまして、その最初の一月の初めのころ、私の就任以前でありましたけれども、その時点からいまだの米側の基本的態度は、日本政府とアメリカ政府との間の問題ではないという態度であった。それが、たとえば日米協議委員会の席で、外に発表はいたしておりませんが、いままでの態度から、アメリカ政府と日本政府との間で今後相談すべきことであつて、しかも、これをお互いが前進するため努力しようということに歩み寄つてきた。これは私は大きな変化だし、ある意味における回答であると思ひます。それにつきましては、新聞報道のみによれば、ランバート高等弁務官あるいはマイヤー大使の現地の沖繩における記者会見等における感觸も、当初の感觸とはずいぶん違つておるわけでありまして、私は外交辞令やあるいはマナーも知らない者でありますけれども、しかし、私の信じて進めておることはやらなければならぬことであり、アメリカ側にぜひとも耳を傾けてもらなければならぬことである

あると信じて推し進めていくことでありますから、ときにぎくしゃくしたり、あるいは外交的に見れば猪突猛進であつたり、こつぱいであつたりするかも知れません。しかし、私としてもそのようなことをやらなければならぬこと、価値のあることであると考えて進めておりますので、それに対して何月何日にどのような表現でもって回答したかということをおしやると、そういう回答というものはいけません。しかし、やはり接触を保つておられますうちにずいぶん歩み寄つてまいりまして、私としてはその解決の日には近いと考へております。しかしそれを、いま布令第一一六号を廃止せよとか、あるいは場合によつては、裁判管轄権の問題というふうなことで含めて解決しなければならぬということになりますと、これは容易ならざる障害となつてそれが立ちふさがらるであらうと思ひます。私は、そういうものがいままあることは一応認めてでも、まず直接雇用形態というものを間接雇用に準ずる形態に持ちこむこと、このことがまず第一義的な仕事じゃなからうか。そして、持ち込んで、その障害となるべき布令一六号の中の個条は何と何であるか、あるいはその後、金を支払つたり、あるいは雇用に関するトラブルを処理したり、裁判に持ち込んだりするときの施政権下の障害というものは何であるか。こういう問題を次々に片づけていけばいいのであつて、これを、完べきなものから出発しなければだめだというと、米側はあと二年たつたら本土の法令どおりになるんだからということを知承していても、現実にはなかなか前進しないという結果に私は終わるのではないかと率直に考へておるわけでありまして。

○川村清一君 私、先ほどから何回も申し上げておりますように、そういう問題をすべて解決せよということをお願いしておるのではないことは御承知だと思つておられます。この際、布令第一一六号を廃止せよとか、あるいは裁判管轄権の問題をどうせよといったような問題は、これは重大であります。重大でありますけれども、いまそ

れを申し上げておるのではなくて、とにかくにも第三波ストライキの回避、何とか回避してくれようように努力してくれ、そのためには最小限の要求はこれじゃないかと。そしていよいよ退職金の上積みにしても、雇用形態が変わつたらということが日本政府の考え方ですから、雇用形態を一本にしほつてひとつ努力してくれということをして私は申し上げておるわけでありまして、それで、いま施政権の問題に於いて恐縮でございますけれども、どうも衆議院予算委員会における佐藤総理大臣なんかの御答弁を読みますと、施政権が一回先に出てきますから。しかし、施政権がまだ向こうにあるわけですから、施政権が向こうにあれば絶対できないのか、絶対不可能かという

と、私はそも思ひやうなものであります。たとえば本土の軍雇用者の雇用形態におきまして、昭和二十六年、いわゆる占領下においてこれが直接雇用から間接雇用に移行されておる。それから沖繩における最大の問題であるところのいわゆる国政参加の問題にしても、施政権は向こうにある。日本の憲法は適用されておらない。日本の憲法が適用されないでござつても、いまや国政参加が別な形において実現されておるとして、いま各党がいろいろ協議して大体意見が一致して、そうしてこの国会において国政参加が実現しようとしておる。こういうことを考へてみれば、日米両国政府の誠意によつてこれを解決できるんだ、いまのこの沖繩の軍雇用者の実態を考へてみるときにこれは何とかなければならぬというように、両国政府の誠意が解決のかぎである。どうも私は、この誠意が山中長官は非常におありだといふふうに答えておられますが、しかし、政府として考へてみたときに、どうもそこで行つていないのじゃないか。だから、沖繩住民は率直にいまどう感じておるか、日米共同声明後アメリカのほうは、もう七二年になれば返つてしまふのだからもうその責任はないというふうな立場、また、日本政府は施政権が返つてくるまではどうにもならないと言つ

てみたり、あるいは、ほんとうに言つたのかどうか私からいへば、沖繩県民を甘やかしてはいけなかつたやうなことを言つたやうな感じがする。この問題は解決しないと思ひます。ですから、ぜひこの問題を早急に解決して、第三波のストライキだけはぜひ回避してもらいたい。努力しておるけれども実が結ばないうちに第三波ストライキに突入して、そして第二波以上の悲劇が繰り返されたとすれば、私も同じ民族としてほんとうにやりきれない。七二年沖繩返還に伴う悲劇として、これは何としても納得できないわけでありまして、この点をあなたは主管大臣としてもがらばつていただきたいわけでありまして。

そこで、山中長官と非常に親交の厚い中曽根防衛庁長官が、これも新聞によつて承知したわけでありまして、上原全軍務委員長に對しまして、山中総務長官を助けて間接雇用が実現するよう全力を傾ける、こういうことを言つておる。具体的には、防衛施設庁においては、本土の全駐労働者が占領下に間接雇用に移行した前例があるので、労働三法の線に沿つてアメリカ高等弁務官布令を改廃するなど、本土と一体化する、制度的改正をする。第二番目として、間接雇用事務を担当する係官を特設する用意があると、こういうたうな非常に具体的なことも言われておるわけでありまして、こういう点でがらばつて、ぜひこれを實現していただきたいというのが私のたつての念願であります。こういう立場で質問しておるわけですが、あつても回避していただきたいということ、これは最後の私の質問であります、長官のほんとうに誠意ある御答弁をお聞きしたいわけでありまして。

○國務大臣(山中貞則君) 誤解のないように申し上げておきますが、総理が、施政権があるうちにはどうにもならないと言つたことはありませんで、総理は、施政権がいまは向こうにあることも念頭に置いて申し上げたのでありまして、この問題

という気持ちの片りんだにも持つてはならない。
幾ら償っても、また心から幾ら償いを感じても償

一番つらいことは、外交権が与えられていないという、隔靴搔痒の感をどうしても抱かざるを得ない

主として内政面に關する問題の大綱についても相談をすることにしたしておりますが、反面、こち

名前が違うので弁務官資金というのがあります。なかなかアメリカもちやっかりしております。

して、——ちょっと弊害のある表現であります。金のはうは大幅に減らした反面、四十一号道路といわれるような、こちらから言うところにはパスですが、アメリカさんは軍用にも使うつもりでしようが、そういうような建設資金は大幅にふやして、それを公務員資金の中に入れていくわけですね。そうして沖縄政府の援助資金はこれはゼロにしているわけですね。しかし、それも結局はやはり琉球政府のほうに財源として回すことになったようでありますから、そこらところを全部計算しますと、大体減ったのが五百万ドルぐらいという感じのようでございます。そこで、今回の、パーセントにして五四％増の琉球政府に対する援助予算でございますが、この中に県政援助費二十億というものがございまして、御承知のとおりでございますが、これは大蔵省としては財政法のたてまえで異論のあるところでありまして、国税を納めていない地域に対して交付税的なものを支出することについては、なるほど私も財政法上問題があると考へますが、そこらの中間の議論の過程は省略をいたしますが、結果は、目をつぶって二十億初めて頭を出しました。これが将来は沖縄に対する類似県並みの交付税ということになるかと思ひます。なお、調整費の十億というものをとっておりますが、これはいま御指摘のアメリカのどうやら一九七一年算年度の予算教書というものは、相対的な援助予算、軍事予算について削減が行なわれるらしいということで、現在アメリカが沖縄に対して援助をしておるものを洗って見たわけですね。そうしますと、たとえば教職員の人員費に六百万ドル、アメリカ側のほうが持つてゐるわけですね。これは、ところが、援助費といつても、人員費の義務経費でありますから、こういうものを削られては、これはとても琉球政府はもとに人を減らすわけにはいかぬわけですから、たいへんな衝撃を受けるだらう。だから、こういうものをまづ先に切ってくるおそれがあるという判断をいたしまして、予算編成の妥結までには向こうの年頭予算教

書というものは間に合わなかつたのでありますけれども、おおよその感傷を反映いたしまして——私はこういう性格でありますから、役人がつかみ金をばらまくような意味に受け取られる調整費の項目設定に強い猜疑の念を持ったのでありますけれども、しかし、やはり予測せざる事態に対応する必要がある、こう考えまして調整費の十億を組んだわけでありまして、これはしかし、どうにでも動かせる十億ではありますんで、ただいま申し上げましたような琉球政府の絶対に必要なものについて削減をしてきたもの——義務教育の経費あるいは高等学校の経費等が中にありますが、そういうもの等が琉球政府のまゝなる負担になつて、せっかく本土政府の援助額が飛躍的にふえたのに、台所が火の車であることに変わりはないというところではないかと思ひまして、調整費の十億を組んでおります。これはそのほかにも、全軍労働者対策として一般援助予算の項目に組んでおります対象人員よりもさらにふえた場合にも対処できるようにしておかないと、首切りもよけい進行するのではないかという心配をいたしまして、この調整費の中には、全軍労働者の解雇者がさらにふえた場合にも——まあはっきり何名とは考へておりませんが——千名ぐらいまでは増加してもこれに対処できるような給付金並びに再就職手当と、こういうようなものを組み込んでおるわけでございます。その限りにおいては、琉球政府のほうも、援助予算の削減に伴う米政府の姿勢については批判をいたしておりますが、そのためにこの予算はどうかにもならぬのだと、五四％なんというものは焼け石に水であるという表現はしておられません。その意味では、計算すればわかることでありますから、これが削減をされないままに五四％ふえたらなおかつたと思ひますけれども、相殺される点があつたにしても、なおかつその事態に対処して——念頭に置いて組んだ予算であつたために、どうやら予算上の危機ということとは琉球政府側も主張しておられないということ御了解を賜りたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 相手がアメリカでございますので、これからの基本的な対アジア政策、あるいはなにか沖縄を中心とする基本姿勢というものがどう変化していくか、これからの推移を待たなければならぬと思ひますけれども、まあ、いづれにしても、いま長官の御回答の中で、やはり心配な問題が急速に起きはしないかという——いま伺つておきますと、米国の予算削減に伴ひまして軍関係の労働者のみにとどまらず、あるいは教職員等を含む一般公務員、こういったところまで波及してまいりますと、これはもう社会不安が非常に急速に高まってくるまいかと。で、結局そうした問題を事前に解決するためには、やはり日本政府として、先ほど来からいろいろお話をございまして、相当な熱意でもってこの返還前後の問題に取り組まれる長官としての姿勢を伺つたわけでございますけれども、しかし、具体的にいふところの問題が出てまいりますと、はたしてそのときに応じた対処策というものが直ちにとれるのかどうかということが非常に心配なわけでございます。もちろん、これからの現在進行形の形で現在米側と折衝されているわけでございますので、明確な結論がまだ出ないという現状は承知しております。しかし、こうした財政援助にかかわる問題がさらにいろいろなところに波及することになりますと、今後沖縄に対して政府としては五四％の増加ではとても安心できないというふうにもなりまして、ただ、琉球政府では予算については別に問題にするような発言はされてないというお話でございますけれども、端的に感じますことは、いまのお話にもございまして、何かそういう不安がこれから広がっていくのではないかと、この辺りのような見通し、御判断をされているか、お聞かせいただきたい、こう思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 私は否足らずではなくて舌余りのほうかもしれませんで、つよいけいなことまでしゃべつて御心配かけたかとも思ひますが、米側の一九七一年計年度に対する予算の、こゝに對外援助等の削減の姿勢、考え方というきびしいところを判断するときに、そういうおそれがあるということを申し上げたんで、たとえば教職員の六百万ドルという高等公務員の、米政府援助資金というものが削減をされる心配がある、その心配については、これは人員費でございますから、これを削減しようにもどうにもできないことだから、本土政府のほうで事前に対処して、そういうことの心配のないようにしたということを申し上げたのであります。これはもう雇用者はアメリカ側ではありませんから、実際は日本へ返つてきてからのことを考えれば、アメリカ側から教職員の、内地で言えば都道府県負担を少しもらつてたなんていうことはそもそもおかしいのであります。これはアメリカ側が切つてきたんで、琉球政府がそれを裏づけしていかなければならない義務経費だ、ましてや教職員の削減どころか賃金の向上、本土への復帰のための体制整備ということがいま急務でありますから、そのことについて念頭に置いて予算を組んでいったということでありまして、一番理想的であつたらということをお願い申し上げましたのは、米国の援助資金の削減がなかつたらなおかつたただけけれども、ということをお願い申し上げたわけでありまして、決して現地に不安が起らないように、誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 先ほどの問題に少々関連して申し上げたいのですが、軍関係労働者の解雇問題はおそらく今回の措置で全部が終了するであらうという予測は立たないのだらうと思ひます。いろいろ財政的な措置、予算の削減等々から判断されますと、将来においても大幅な軍関係労働者の解雇というふうなことが急速に表面化してくるのではないかと、こう思われるのであります。その收拾策として、もうすでに予算委員会においても政府の見解を伺つております。ただ、先ほどの所信表明の中にもありましたように、基地の中に職業訓練所のようなものを設けて、将来解雇された晩におきまして十分に社会人として対応できる、こういう措置を強力にとられるような趣のお話で

あったようでありすが、はたしてそれで十分見合うものであるかどうか、そしてまた大量の労働者の数でありますし、そうした人々を当然本土にも吸収するというような措置はとられていくだろうと思ひます。ただ、沖縄本島を中心として考えてみた場合に、残念ながら生産県ではない。むしろ純然たる消費県と言つてもいいかも知れません。こうした問題がまだ将来に大きな課題として残されると思ひます。はたして今後農業県として沖縄を育てていけるのか、あるいは水産県として育てていけるのか、あるいは工業県として育てていけるのか、いろいろ御方針があらになるだらうと思ひます。沖縄自体の立地条件が本土とは違ひますので、あながち本土並みのそういった事柄がすべて適応するといふふうには考えられないと思ひます。そうした労働者を吸収するといふような問題をはたして、今後沖縄が経済県として発展するためには、すでに政府としても何らかの青写真みたいなものをお持ちになつていらつしやるのではないかと。当然長官としてもこういう理想に基づいて、将来沖縄が復興された時には強力に育成していきたいものであるといふ御方針をお持ちであらうかと、この際重ねてその問題についてお伺いをいたしまして、きょうはこの程度に私の質問を打ち切らしていただきます。

○國務大臣(山中貞則君) いま私たちの祖国における沖縄論議が、ともすれば、立地条件が軍事的な極東のなめとしての議論が多過ぎるような気が、私はしならない。そちらのほうは私の所管外でありますから、やはり地球儀をながめてみて、沖縄の置かれてゐる地位といふものは、経済的にも私はその立地条件を高く評価すべきものがあると思ひます。ことに、わが国の最南端の列島で、相当な人口が住んでおる島の群れでありますから、八重山群島になりますと、基隆よりは緯度は南になりますし、そうすると、大体本島を除く先島においては、キビ、それからパイナップル、畜産、そして水産、そういうものに重点を置いて

いきますと、大体現在でも糖価安定法に基づく沖縄産糖買入れといふような法律で沖縄の砂糖産業は保護してありますし、パイナップルも、一ぺんかつて内閣で自由化を決定いたしましたけれども、沖縄の基幹産業であるといふことを反省いたしまして、前例のないことでありますが、自由化を取り消したことがございしますが、そのような保護措置並びにサトウキビと結びつけたバガスなリトップなりの畜産への飼料化といふようなことを考へていきますと、立地条件は、私は、たいへん先島のほうは農林、畜産等についてはいい条件がある。さらに水産等についても、漁船の近代化、大型化等を心がけて指導していけば、先島については、私はあまり心配要らない。むしろ西表みたいな、アメリカが占領中になつた一ついいことをしてくれただけと言つちや語弊がありますが、マラリア蚊を撲滅してくれましたので、あそこには二千くらゐの人が住むようになりました。戦前は立ち寄れなかつた島でありましたけれども、そのようになつた結果、私としては、西表島は非常な開発の未来を秘めておる島であると考えて、今度の五島の循環道路につきましても、大蔵省は二千名しか住んでいない島に循環道路通して何に使用うんですかと言つて最後まで抵抗したんですけれども、未来を一番持つておる島といふ意味では踏み切れといふことで、五島全部に循環道路がついたいきさつもございします。こういうふうなうちに展望いたしますと、問題は、特殊な産業形態にさへえられた本島に問題がある。本島でも北部のほうはパイナップルとキビが中心でありまして、パイナップルが非常に零細でありますから、これの企業合同、合併等を今後二十億の米の援助資金の二十年無利子、現地では少し利子が二分か幾らか実費がかかると思ひますけれども、サイトの長い、金利の低いものでそういうことを進めていけば何とかなる。しかし、問題は、米軍基地の密集しておりまして中南部、これらの地域をどうするかという問題にあると考へます。那覇市においての第三次産業の従事者が七三%、コザは戦前の一寒村であり

ましたが、寒村といふことばに語弊があるなら、普通の村でありました。しかし、それが人口数万の大都市にふくれ上がつて、サービス業を中心とする三次産業の占める比率が七九%、まことに本土のどこにも見られない異常な形態だと私思ひます。これらの形態の方々を、どのような形で本土復帰の際に、ショックを与えることなく所得を維持し、さらに未来に光明を与える方法が考へて、いまだ日夜考へておるところであります。一つの方法としては、就任の早々に五分後に、私特別会計構想といふものを発表いたしました。これは思ひつきではありませんが、沖縄問題は長い長い間、気持ちの上では、沖縄が国会議員を選出できないうちは、自分がかつて沖縄のために働きましようといふことを口に出したくらしい一生懸命考へておる。陰に陽に御加勢を申し上げてまいつたつもりでありますけれども、ずっと沖縄については私自身の構想を抱いておりましたので、就任直後にあのような思い切つた構想を出したわけでありまして、奄美大島が返つてまいりましたときは、予算上の復興法に伴う措置をいたしただけでございまして、特別会計的なものはとっておりません。奄美大島は、御承知のように、前期、後期、十年の復興計画を、前期、後期でいま最終の後期五年の二年目に差し加つております復興計画によつて、二十年の特別予算措置をいたしたのでありますが、沖縄の場合には、この予算措置だけではとても間に合ひない。形がどうしても違つた形になつてしまつております。たとへば関税形態でいいますと、こちらわれわれの本土のほうでは、時計、貴金屬、スコッチ・ウイスキー、宝石というふうなものには当然奢侈高級消費物資として高い関税、消費税がかつておりますけれども、現地では観光政策上から関税を一律五%という最も低い率に押えて、内国税をかけておりませんから、内地から戦跡巡礼とかいろいろな観光団とか行かれますけれども、何といつても那覇市の国際通りの安いの商

店街に魅力のあることは人間として否定できない。そういう形態が私成り立つてゐるのは、関税政策、内国税政策にそのような政策をとつてゐるということでありまして、ですから、日本の現在とつております本土の政策と全く違つた形態がある。しかも、内国税の問題に目を向けますと、国内においては、本土側では考えられないような税といふものがあります。私たちがいま日常生活必需品、ましてや食べものなんか税をかけておりませんが、沖縄ではみそ、しょうゆにも税がかかり、あるいは魚にも、高級魚、中級魚、大衆魚に分けて、大衆魚まで全部物品税がかかつております。これは現地産業の保護という立場もありまして、これはビールが、一八〇%の税の格差の上に成り立つてビール産業があるといふような特殊な形態がございしますから、これはどうして三次産業形態の特殊な重みとともに、これらのものを相当期間存置しながら特別会計構想の中でめんどろを見ていく。そして、急速なショックを与えて沖縄経済が個々の生活が、本土に復帰したならば、だしとイモの生活になるぞと言つておられるスローガンそのもののような感じがするよう生活に断じてしてはならない。また、本土のほうに失業者その他が来ることもあるであらうとおつしやいまして、そのような現象面としては私も肯定しますが、私の考へ方は、沖縄を過疎県にしないで、よく使つておるのですが、美しい空、きれいな水、そしてきれいな島の緑ですね、サンゴ礁の島として、自分の郷里に誇りを持つて定着できるような島にしたい。こういうことを、私は念願に思つておるわけでありまして、ことし五島循環道路といふものを着工いたしました。復讐の年までに約七、八十億かけましてこれを一周道路に持つていきたいと考へておりますが、このようなくとも、現地の建設業者が本島のほうはできて、一体離島のほうまでできるのかどうか、これらの点も疑問があるところでありまして、建設省から人を派遣して、何とかしてこれを消化させよう、大蔵省のほうはそんなこと消化できませんよ

ました。普通村といふことばに語弊があるなら、普通の村でありました。しかし、それが人口数万の大都市にふくれ上がつて、サービス業を中心とする三次産業の占める比率が七九%、まことに本土のどこにも見られない異常な形態だと私思ひます。これらの形態の方々を、どのような形で本土復帰の際に、ショックを与えることなく所得を維持し、さらに未来に光明を与える方法が考へて、いまだ日夜考へておるところであります。一つの方法としては、就任の早々に五分後に、私特別会計構想といふものを発表いたしました。これは思ひつきではありませんが、沖縄問題は長い長い間、気持ちの上では、沖縄が国会議員を選出できないうちは、自分がかつて沖縄のために働きましようといふことを口に出したくらしい一生懸命考へておる。陰に陽に御加勢を申し上げてまいつたつもりでありますけれども、ずっと沖縄については私自身の構想を抱いておりましたので、就任直後にあのような思い切つた構想を出したわけでありまして、奄美大島が返つてまいりましたときは、予算上の復興法に伴う措置をいたしただけでございまして、特別会計的なものはとっておりません。奄美大島は、御承知のように、前期、後期、十年の復興計画を、前期、後期でいま最終の後期五年の二年目に差し加つております復興計画によつて、二十年の特別予算措置をいたしたのでありますが、沖縄の場合には、この予算措置だけではとても間に合ひない。形がどうしても違つた形になつてしまつております。たとへば関税形態でいいますと、こちらわれわれの本土のほうでは、時計、貴金屬、スコッチ・ウイスキー、宝石というふうなものには当然奢侈高級消費物資として高い関税、消費税がかつておりますけれども、現地では観光政策上から関税を一律五%という最も低い率に押えて、内国税をかけておりませんから、内地から戦跡巡礼とかいろいろな観光団とか行かれますけれども、何といつても那覇市の国際通りの安いの商

と言っておるわけですが、私のねらいは、そのようなものを消化することによって、台湾を例にあげると、思想に關係なしにあげますからすなわち聞いていただきたいと思うのですが、台湾でやはりある時期に大陸から渡ってきた軍の方々が大量に年齢的に失業する時期が来ました。そのときに退職金はもちろん見ただけでありまして、台湾の横断道路というものをやりまして、その人たちに日給月給というようなものをつないだということは、やはりいい例はい例として見習っていいと思ひまして、もちろんホワイトカラーの人々が、みんなそのような土木事業に従事するとは思いません。当然、そんなことは安易に考へておりませんが、その五島循環道路が、五島全部に一斉にそのような労働需要というものが起こることとは、少なくとも間接的に中高年齢層の方々にも好影響を与えるものであることは間違いない、こう思っております。まあ、それが直ちに離職者の全面吸収のための対策事業であるとは断じて申しません。これはあくまで沖縄の體質を、各島それぞれ動脈を張りめぐらして完成させることによって、その地域の立地条件に応じた産業の発展ということを願うわけでありまして。このような構想のもとに、まだあと詰めて残しておりますのが那覇市並びにコザ市に典型的に見られる、そのような関税なり、軍事基地依存の典型的な形態の職業の方々をどのようにして新しい、しかも所得があまり変化なく、将来に望みのあるような地域にして差し上げられるのかどうか。フリー・ゾーン等の構想等も念頭に置きながら詰めていってみたいと思ひております。この作業を急いでやりたいと思ひております。

○委員長(塚田十二郎君) 他に御発言もなければ、本件に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十分散会

三月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案

（趣旨）

第一条 この法律は、沖縄の日本国への復帰準備に關する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖縄島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表（以下「政府代表」という。）を長とする代表事務所の設置及びその任務、職員との給与等を定めるものとする。

（設置）

第二条 外務省の機関として、沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所（以下「代表事務所」という。）を置く。

2 代表事務所は、沖縄島那覇に置く。

（任務）

第三条 代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖縄の復帰準備に關し必要な事項につき、在沖縄アメリカ合衆国政府機関との協議に當た

ることを任務とする。

（政府代表）

第四条 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

2 政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

（職員）

第六条 代表事務所における政府代表以外の職員（以下「職員」という。）は、外務公務員法（昭和二十七年法律第三十六号）は、廃止する。

条第一項第七号の外務職員とする。

（給与及び災害補償）

第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額は、三十一万円とする。

3 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

4 第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に應じて能率を十分に発揮することができ

るよう、沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

5 在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二

項及び第三項、第三條、第四條、第十條の二（第三項を除く。）並びに第二十一條第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による政府代表又は職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉

手当並びに在勤手当の支給について準用する。

この場合において、同法第二條第二項及び第三項中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、同法第十條の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同法第二項中「外国」とあるのは「沖縄島那覇」と、同法第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替へるものとする。

6 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一條第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に關する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。